

「佐治町観光振興検討会」設置要項

(名称)

第1条 本会は、佐治町観光振興検討会（以下「検討会」という。）と称する。

(目的)

第2条 検討会は、佐治町内の観光関連団体等が連携して佐治町の観光振興を推進するための体制や組織のあり方等を検討し、疲弊する中山間地域の活性化に寄与することを目的とする。

(組織)

第3条 検討会は佐治町内の関係団体等をもって組織し、次に掲げる団体等から選出された委員により構成する。

- 1) 有限会社ミルキーウェイ
 - 2) 有限会社かみんぐさじ
 - 3) 株式会社さじ式拾壱
 - 4) 鳥取いなば農協佐治支店
 - 5) 鳥取いなば農協佐治支店果実部
 - 6) 鳥取市南商工会
 - 7) 五しの里さじ地域協議会
 - 8) 佐治町まちづくり協議会
 - 9) 佐治町自治連合会
 - 10) さじアストロパーク
2. 検討会に会長及び副会長を置き、委員の互選により選出する。
3. 会長は、会務を総理し、検討会を代表する。
4. 副会長は、会長を補佐する。
5. 会長に事故がある場合には、副会長がその職務を代理する。

(設置期間)

第4条 検討会の設置期間は設置の日から平成28年3月31日までとする。ただし、検討の進捗状況等によっては短縮又は延長することがある。

(事業)

第5条 検討会は、次に掲げる事業を行う。

- 1) 観光振興体制組織のあり方や経費の財源確保の検討
- 2) 観光拠点施設等の検討(空き公共施設等の利用)
- 3) 佐治町の観光施設等の現状把握と今後の振興策の調査、検討
- 4) 前各号に掲げるもののほか、第2条の目的達成に必要な事項

(会議)

第6条 検討会は、必要の都度、会長が招集する。

2. 会長は、必要があると認めるときは、会議に委員以外の者の出席を求め、意見を聞くことができる。

(庶務)

第7条 検討会の庶務は、佐治町総合支所産業建設課において処理する。

(雑則)

第8条 この規約に定めるもののほか、検討会の運営に関し必要な事項は、会長が定める。

附 則

この要項は、平成27年8月21日から施行する。